

経税部
だより

公的医療に消費税「ゼロ税率」の適用を

税理士 竹内克謹

インボイス制度の導入で 中小零細企業は廃業の危機

昨春秋、安倍首相が今年10月からの消費税の税率10%への増税を明言して以来、私たちの事務所では、関与先において、増税によりどのような影響があるかを試算してきました。

業種別にみると最も影響があったのは、建設関連でした。消費税の2%アップそのものによる納税額の増加とともに、今回の増税とセットで2023年から導入される『適格請求書等保存方式』、いわゆるインボイスの導入によって、納税額を計算する上で、仕入先が消費税の課税事業者か免税事業者であるかを問わず、「請求書等」の交付した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という重い罰則付きの規定です。

多額になる結果となるのです。

表1の建築工事業のS社では、2%アップ分の増税額は約66万円ですが、納税額を計算してみると409万円も増加しました。差額の343万円は、外注先の約半数が一人親方で、その外注費が年間4000万円に上ります。外注先は例外なく免税事業者であり、インボイスの発行ができず、2%の税率アップに加えこれまで仕入税額控除できていた外注費のほとんどが控除できなくなつたためです。I社の場合も同様で納税額は免税

医療機関も消費税が転嫁できなければ 増税で医院経営を圧迫

次いで、税率アップの影響が大きかったのは、医療機関でした。試算は前年の決算数値を基に社会保険診療と人件費その他の消費税がかからない仕入れについては前年と同額、自費診療収入及び診療材料、技工料等の課税仕入れについては増税分の2%アップしたとして計算しました。

試算した結果、自費診療収入が1000万円を超過する歯科医院については、1診療所当たりの経費について平均63万円の増加となりました。これは診療材料等の課税仕入れの増加50万円と消費税の増税による納付額の増加13万円によるものです。

今回行った試算は、自費診療について患者に対して増税分を転嫁できたことを前提としていますが、もし転嫁できなければ、免税事業者、課税事業者にかかわらず医院の利益をさらに押し下げることとなるのは明白です。

このような試算結果になるのは、社会保険診療については消費税が非課税となっており、診療材料、技工料の値上げ分を医院がすべて負担しなければならぬという消費税そのものの仕組みによるものです。これについては、昨年12月の財務大臣と厚生労働大臣の折衝の中で、診療報酬の調整により対応することが決まりました。しかしながら、2014年度の消費

税8%への増税時に診療報酬による補填が、実際には不足していた事実が判明しました。2015年に発表した調査結果では、医療機関の負担増は「概ね補填された」としていましたが、昨年になってその調査に集計ミスがあったことが判明。再調査した結果、病院全体で1施設当たり当初102.4%としていた補填率は実際には82.9%で年間399万円の不足額が生じていたと報告しました。厚労省の保険局長は「深くお詫びしたい」として再発の防止を述べましたが、根本的な解決のためには公的医療に消費税「ゼロ税率」を適用し、負担の解消することが先決です。

医院新聞
ってナニ?

医院新聞



「医院新聞」は、歯科医院と患者さんを結ぶコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した“患者さんに喜ばれる新聞”です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。

ぜひご利用ください

ここが
オススメ!
医院新聞



基本紙面は協会が責任編集

記事の差し替えで個性が光る

年間1800件超の患者さんの声



ご利用にあたって

- ◇B5サイズ・4頁・オールカラー
 - ◇偶数月25日発行 ◇100部14,100円から（お申し込み・お問い合わせ）
- 大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731

(終わり)